

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和５年５月２５日（令和５年（行情）諮問第４３４号）

答申日：令和７年１０月２７日（令和７年度（行情）答申第４８３号）

事件名：「重要影響事態における後方支援活動としての役務の提供、捜索救助活動及び船舶検査活動に係る武器の使用に関する訓令の運用について（通達）」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第１ 審査会の結論

「重要影響事態における後方支援活動としての役務の提供、捜索救助活動及び船舶検査活動に係る武器の使用に関する訓令の運用について（通達）（陸幕運支第１１１号。２８．４．１３）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙に掲げる部分を開示すべきである。

第２ 審査請求人の主張の概要

１ 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、平成２９年７月１４日付け防官文第１０９１９号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２ 審査請求の理由

（１）他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたＰＤＦファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

（２）履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

（３）特定されたＰＤＦファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成２２年度（行情）答申第５３８号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起り得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

- (4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

- (5) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の概要

1 経緯

本件開示請求は、「「陸幕運支第111号」（H28.4.13）。」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、平成29年7月14日付け防官文第10919号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年9か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

本件対象文書中、19枚目、21枚目ないし25枚目のそれぞれ一部については、武器の使用の手続き及び特定の状況下における自衛隊の行動に関する情報であって、これを公にすることにより、自衛隊の行動及び運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる」として、P D F ファイル形式以外の電磁的記録形式についても特定を求めるが、P D F ファイル形式以外の電磁的記録は保有していない。
- (2) 審査請求人は、「履歴情報の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、いわゆる変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 審査請求人は、「特定されたP D F ファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- (4) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年5月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年6月14日 審議
- ④ 令和7年10月21日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 本件対象文書の19枚目の不開示部分には、秘文書としての登録番号、保存期間及び指定条件等が記載されていると認められる。

そこで、当該情報が公になることの影響について当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、当該情報を公にすることにより、特定部署の特定の時期における秘文書全体の累積量が推察され、また、当該部署の所掌事務、自衛隊の対処能力・態勢等が公知の事実と照合することにより推察されることで、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした旨説明する。

諮問庁の上記説明を踏まえると、当該不開示部分は、これを公にすることにより、特定の部署の特定の時期における秘文書全体の累積量が推察され、その結果、他の情報と照合することなどにより、自衛隊の対処能力、態勢等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれ等があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

- (2) 本件対象文書の21枚目ないし25枚目の不開示部分には、防衛省・自衛隊の武器の使用に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分のうち、別紙に掲げる部分を除く部分については、これを公にすると、武器使用の手続、要領及び特定状況下での自衛隊の具体的な行動が明らかとなり、自衛隊の行動及び運用要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、別紙に掲げる部分は、原処分において既に開示されている部分から容易に推測できる内容が記載されていることから、これを公にしても、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められないので、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、審査請求から諮問までに約5年9か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要する

ものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分のうち、別紙に掲げる部分を除く部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙に掲げる部分は、同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙（開示すべき部分）

25枚目の第6項（2）の不開示部分全て。